

ワイマール共和国における第1回全国学校音楽週間(1921)の特徴

工 藤 千 晶

(本講座大学院博士課程後期在学)

Characteristics of “The First National School Music Week (1921)” in the Weimar Republic

Chiaki KUDO

Abstract

This study focuses on “The First National School Music Week (1921)” in the Weimar Republic in the early twentieth century. The purpose of this study is to reveal the characteristics of this conference. In this study, I classified all eighteen lectures into four categories (i.e., philosophy of music education, methodology, practical example, and others) and considered them. As a result, the characteristics of this conference are seen in three points: 1) lecturers place great emphasis on the philosophy of music education, in which particularly many topics about purpose or content of music education in schools are discussed; 2) they focus on ability such as aesthetic sense, musical sensitivity, and creativity in the context of transition from “Singing” to “Music”; and 3) they demand music education based on the activities of students.

1. はじめに

19世紀後半のドイツでは、イギリスのJ. Hullahによって、音楽教育の低迷が指摘され、その内容は、H. Kretzschmarによって、ドイツの雑誌 *Grenzboten* に掲載されることとなった。このことに端を発するドイツの音楽教育改革は、Kretzschmarにより着手され、L. Kestenbergによって発展することとなる。このような、KretzschmarやKestenbergの改革の成果は、レールプランにおける「唱歌科」から「音楽科」への改称などに表れた。このように、20世紀初頭においてドイツの音楽教育は大きな発展を遂げることになるが、本稿では、Kretzschmarによる音楽教育改革のはじまりとされる全国学校音楽週間に着目する。全国学校音楽週間は、「ベルリン教育・教授中央研究所 (Zentralinstitut für Erziehung und Unterricht Berlin)」が中心となって、1921年の第1回大会から1929年の第8回大会まで、8回にわたって開催された。第1回大会における参加者は200名であったが、第8回大会では1300名にのぼり、多くの研究者や教師が意見を交わした (Hammel 1990, S.151)。

全国学校音楽週間にに関する先行研究としては、青柳 (1931), 廣瀬 (1982), S. Abel-Struth (1985), H. Hammel (1990) があげられる。青柳は、第1回全国学校音楽週間で発表された論文を翻訳している。廣瀬は、第1回全国学校会議において議論された結論を簡潔にまとめている。Abel-Struthは、全国学校音楽週間で発表されたいいくつかの論文を個々に取りあげている。Hammelは、全国学校音楽週間の主催者や対象、および開催プログラムなどをまとめ、第1回から第8回までの全国学校音楽週間の概要を述べている。これらの研究では、全国学校音楽週間の一側面を知ることができる。しかし、第1回から第8回の各大会についての詳細な検討はなされていない。そこで本稿では、第1回全国学校音楽週間に着目し、その特徴を明らかにすることを目的とする。史料としては、第1回全国学校音楽週間の議事録 *Musik und Schule* (Zentralinstitut für Erziehung und Unterricht Berlin 1922) を用いる。

2. 第1回全国学校音楽週間における各講演の検討

第1回全国学校音楽週間は、以下のようなプログラムに沿って行われた。

第1回全国学校音楽週間のプログラム

- 講演 1. 第1回学校音楽週間の意義 : C. Tiel (ベルリン)
- 講演 2. 音楽と学校 : H. Abert (ライプチヒ)
- 講演 3. 学校音楽授業における新たな課題 : E. Paul (ドレスデン)
- 講演 4. 学校と生活における音楽活動の基盤 : F. Jöde (ハノーファー)
- 講演 5. 都市の音楽育成 (Musikpflege) 中心としての学校 : H. Sonderburg (キール)
- 講演 6. 学校唱歌授業 (Schulgesangunterricht) の方法の概観 : M. Ast (ベルリン)
- 講演 7. 学校音楽授業 (Schulmusikunterricht) の課題と方法 : G. Rolle (ベルリン)
- 講演 8. ダルクローズのリズム体操メソッド : O. Blensdorf (エルバーフェルト)
- 講演 9. トニカ・ド・唱法 : M. Leo (ベルリン)
- 講演 10. 理論的に価値のない音楽の初步に対する思考手段としての音語 : C. Eitz (アイスレーベン)
- 講演 11. 音楽授業における労作教授 (Arbeitsschule) の原理 : W. Kühn (ベルリン)
- 講演 12. 国民学校上級学年の唱歌授業における共同体教授 (Gemeinschaftsunterricht) : A. Jensen (ベルリン)
- 講演 13. 国民学校における唱歌授業の実際的な授業例 : J. Hoffmann (ベルリン), M. Schüffner (ベルリン)
- 講演 14. ベルリンのボルジヒ実科学校 (Realschule) の第5学年の教育 : M. Ast (ベルリン)
- 講演 15. 学校唱歌 (Schulgesang) における調音 (Lautbildung) : W. Hastng (ベルリン)
- 講演 16. 学校唱歌授業における解釈学 : M. Schipke (ベルリン)
- 講演 17. ダルクローズメソッドのリズム体操訓練 : C. Pfeffer (ベルリン)
- 講演 18. 将来の音楽教育研究所の課題解決のための実演と試論 : K. Schaefer (ベルリン)

※ *Musik und Schule* の目次より筆者訳出

本稿では、上記18の講演を、各講演の内容に応じて以下のように分類した。

- (1) 音楽教育の理念…講演 1, 講演 2, 講演 3, 講演 4, 講演 5, 講演 6, 講演 7, 講演 11
- (2) 方法論…講演 8, 講演 9, 講演 10
- (3) 授業実践例…講演 12, 講演 13, 講演 14, 講演 17
- (4) その他…講演 15, 講演 16, 講演 18

(1) 音楽教育の理念

「音楽教育の理念」に分類した8つの講演には、①学校における音楽教育の目標および内容に関する見解、②教師に関する見解、③改革教育学の影響、④民衆の音楽教育 (Musikpflege)¹⁾についての見解という4つの共通の話題がみられた²⁾。

①学校における音楽教育の目標および内容に関する見解

「音楽教育の理念」について言及している講演において、話題の中心となっているのは、①学校における音楽教育の目標および内容に関する見解である。

講演1では、子どもに美的感覚や感受性を目覚めさせる必要があり、そのためには学校の音楽授業を拡充しなければならないと述べられている。聴取 (Gehör) と趣味 (Geschmack) を陶冶すること、子どもの中に眠っている創造的能力を目覚めさせること、子どもに音楽作品を聴かせ、理解させることが必要であるが、そのためには音楽芸術に生き生きとした関心をもたせることが肝要である (S. 1)。その際、生徒の自主性と創造的能力が音楽教育の基盤になると述べられている。

講演2では、音楽教育には、内的な音楽体験が必要であり、創造的能力の育成にまで及ぶべきであると述べられている。例えば、教師が与えた旋律 (動機) の続きを子どもに創らせるというような、Jödeが

示している方法が有効である（S. 13）。また、音楽教育の最終的な目標は、音楽的感受性を養うことにあると述べられている。それは教授できるものではなく、目覚めさせるものであり、音楽を愛好することや理解することを通して発展させるものである。そのためには、歌唱だけではなく、これまであまり考慮されてこなかった聴取（Hören）が必要である（S. 16）。さらに、音楽史の教育的効果についても言及されている。音楽史を学ぶ目的は、生徒の前に偉大な作曲家を列挙するのではなく、生徒の音楽的感覚の覚醒と強化にあるという（S. 13）。さらに、民謡の有用性についても言及されている。民謡は、単に音楽的な側面から扱われるのではなく、歴史的、文化的、民族的な視点など、あらゆる視点から考察し、習熟しなければならない（S. 12）。

講演 3 では、従来の唱歌科（Gesangfach）の課題を指摘している。唱歌科は、学校において確固たる地位を得るべく、いわゆる「技術科目」からの脱却を試みてきたが、その成果は未だ現れていない。その現状を受け止め、学校での音楽教育の問題は、共同体と労作学校の原理から新たに考案されるべきであると述べられている（S. 24）。音楽的な創造物に対する感受性を発展させ、また美的感覚を養うことが最も重要であることを忘れてはならない（S. 24）。また、具体的な学習内容としては、まず言語芸術と関連した正しい発声、発音の訓練があげられている。その他、リズム、和音、旋律に関する学習、聴音（Musikdiktat）、意識的な聴取（Hören）、楽式論、音楽史、楽器学の知識などもあげられている。その際、声（Stimme）と耳（Gehör）の陶冶、自発性、趣味（Geschmack）の洗練、美的な話し方、音楽への愛情が必要であるという（S. 26）。

講演 5 では、音楽は、美的教育上、また一般教養上、確固たる地位をもつもので、単なる娯楽とみなされてはならないこと、また、音楽教育の目的は、子どもたちを芸術家や批評家に育てることではなく、芸術の歓びへと導き、音楽的感覚を強化することであると述べられている（S. 48）。

講演 6 では、これまでの音楽教育の問題が述べられている。これまでの音楽教育は、正確に歌うことを中心とするものであった。そのような音楽教育では、リズム、和音、旋律に関する感覚の重要性を忘れている。さらに創造的能力の発展についても顧慮されていない。受動的な芸術活動、つまり音楽を聴き、味わう能力の養成も不十分である（S. 51）。さらに講演 6 では、芸術教科（唱歌、図画、体育）は、相互に補足しあい、特に美的関心をもたせるべきであることや、音楽教育の基礎として、またあらゆる音楽的創造の源として、ドイツ民謡と童謡をあげている。

講演 7 では、学校音楽授業（Schulmusikunterricht）および学校唱歌授業（Schulgesangunterricht）の基盤となるものは、子どもの心（Seele）、耳（Gehör）、声（Stimme）であると記されている。それゆえ、精神的陶冶、聴覚訓練、発声訓練が必要であり、これらは常に密接に関連しながら養成されるべきである（S. 53）。子どもたちは、歌うことができるようになるだけではなく、音楽を聴いて感じ取り、また「美しく」歌うことを学ばなければならない。また美的感覚をもって音楽を聴かなければならない。このような聴き方を通して、子どもたちは、「美しいもの」と「美しくないもの」を判別することができるようになる（S. 53）。聴取訓練（Gehörbildung）は、美的な聴取へと進まなくてはならない。子どもたちは音高や音価を理解しながら判別することを通して、楽譜を見て歌うことができるようになる。さらに、簡単な聴音練習も課されるべきである。この他、リズム訓練や音名、記譜法の学習の必要性についても言及されている。以上から講演 7 では、学校唱歌授業は、子どもを歌うためだけに教育するのではなく、音楽的に教育することを目指すべきであるとまとめられている。その際、子どもたちは、ただ教授されるのではなく、自発的に学ぶべきである（S. 54）。

講演 11 では、これまでの音楽教育の問題が指摘されている。従来、音楽教育について、音楽理論的、美学的、あるいは発声法などの専門的な視点からの考察がなされたきたが、このような専門的教育の偏重から脱することが必要であると述べられている。教育がその目的を実現するためには、子どもの中に眠っている創造力を呼び覚まし、発達させなければならない。このような教育の原理に基づくと、音楽教育においても、創造力を呼び覚まし、発達させることがその最終的な目的として位置づけられる（S. 78）。まず、子どもたちは音に対する感覚を敏感にするべきである。リズム訓練には、身体運動を伴わせる。その後に読譜練習が実施されるべきである。さらに、創造的活動から、解釈学へと導く。創造活動は、それ自身が目的ではなく、音楽を正しく受容するための条件となる（S. 73-74）。このように、今後は唱歌授業ではなく、音楽教育を施さなければならないと述べられている。また講演 11 では、教授法についても言及されてい

る。音楽教育は、他の学問科目とは異なるため、教授法も異なるべきである。つまり子どもたちに理論的把握や概念的な分析によって、芸術作品を理解させることは無意味であると指摘されている。

以上、「音楽教育の理念」について言及している講演の中から、学校での音楽教育の目標や内容に関する見解を抽出した。その中で、唱歌科から音楽科に発展させる意図が示されていることは明白である。また、音楽教育の目標としては、主として美的感覚や音楽に対する感受性を養うこと、および創造的な能力の育成が掲げられているといえる。音楽教育の内容としては、全体的に歌唱や器楽演奏ではなく、聴取に関心が集まっており、主としてリズム、和音、旋律などを学ぶことが示されている。

②教師に関する見解

「①学校での音楽教育の目標および内容に関する見解」において、その拡充が図られていたことと関連して、教師にもより幅広い能力が求められている。

講演 1 では、教師は優れた人格者であること、また教育的、音楽的な能力を有していることが求められている。また、学校での音楽教師は、民衆合唱団や民衆オーケストラの優れた指導者として、都市の音楽教育 (Musikpflege) に働きかけるべきであると記されている (S. 3)。

講演 2 は、教師に必要な能力について言及している。音楽教師は、技術的な能力を有しているだけではなく、他の教科の教師と同様に、教育者であることを自覚しなければならない。また文学史、歴史一般、哲学などはすべて音楽に関係するため、これらの知識も必要である。このことから、従来とは異なる教育をうけた音楽教師が必要である (S. 11-12)。また、教授能力とは、自らの体験を生徒に生き生きと伝えることであり、優れた発声・発音指導などは、そのために必要な要件である (S. 18-19)。

講演 3 では、従来の教師と、現在求められている教師の相違について述べている。教会に束縛されていた従来の音楽教育の教師としては、オルガンやピアノに習熟した者が適任であった。教師の人格、および芸術教育家としての資質には関心がもたれていなかった。しかし、現在の音楽教育では、教員養成機関において教育的に養成された芸術家、並びに芸術的素養のある教育家が必要である (S. 22)。

講演 6 では、唱歌授業に決定的に働くのは、最終的には教授者の人格 (Personlichkeit) であると述べられている。音楽教師の手に、学校唱歌授業の成果、さらにドイツの音楽の将来がかかっている (S. 52)。

講演 7 では、美しく歌うためには、正しい呼吸法や発声法などの習得が不可欠であり、これらは最初は模倣によって習得されるため、教師は生徒に見本がみせられるように、自ら美しく歌うことができなければならないと述べられている (S. 53)。

講演 11 では、音楽文化の繁栄が音楽教師の肩にかかっていることを自覚しなくてはならないと述べられている (S. 74)。

このように、各講演における教師に関する記述を概観すると、音楽教師には、従来求められていた専門音楽家、あるいは芸術家としての資質だけでなく、教師としての人格も求められていることが分かる。また、講演 2 のように、他の学問分野にも習熟している必要性などを示した意見もみられる。

③改革教育学の影響

次に、各講演において、当時隆盛していた改革教育学の影響がみられることを特徴としてあげる。

講演 1 では、音楽教育においても、教育界で重視されている思想の原理、つまり労作学校 (Arbeitsschule) や共同体の原理を適用するべきであると述べられている。それによって、生徒の主体性や創造的な能力のための基盤が形成されるという (S. 3)。

講演 3 では、音楽教育は、労作学校の基盤の上に可能になると述べられている。共同生活学校並びに労作学校の原理に基づいて、学校音楽教育の新しい課題を遂行すべきである (S. 23-24)。

講演 6 では、現在、労作の原理に関心が集まっているものの、子どもの自主性を促進することは音楽教育においてこれまで試みられてきたことであると記されている (S. 50)。

講演 11 は、労作学校の原理を学校唱歌授業 (Schulgesangunterricht) に適用することを主眼とした講演である。ここでは、1. 労作学校の概念の明確化、2. 音楽教育学の本質という 2 つの視点から述べられている (S. 66)。

このように、第 1 回全国学校音楽週間における改革教育学の影響は、労作学校と共同体の原理を音楽教育に応用しようとしている点に見受けられる。それによって、子どもの自主的な活動および創造的な活

動に注目が集まっている。

④民衆の音楽教育（Musikpflege）についての見解

「音楽教育の理念」に関する講演においては、上述した①から③のような学校での音楽教育に関する見解の他、一般生活における、民衆の音楽教育についても言及している。

講演 1 では、まず現代の民衆の望ましくない音楽生活の現状を指摘し、その後、民衆の音楽教育の起点として学校音楽教育を位置づける意図が示されている。芸術への関心が離れている民衆の中に、再び芸術を浸透させるためには、まず青少年の教育から始めることができると述べられている。それゆえ、学校は都市の音楽教育の中心とみなさるべきである（S. 2）。

講演 2 では、民衆の音楽生活を批判的に捉えている。そこでは、ドイツは他国に比べ音楽的に優れているが、音楽が商業化されたことによってさまざまな弊害が起こったと指摘されている。中産階級や労働者階級も音楽に接するようになったが、彼らの音楽的感覚を訓練するために、大規模なオーケストラや合唱の演奏を、安価な値段で聴かせるという方法を用いることは誤りである（S. 8）。

講演 3 では、高等学校および音楽教育アカデミーなどの音楽教育制度や音楽学校制度を新たに編成することが提案されている。また音楽学校制度の再編によって、一般生活における音楽教育（Musikpflege）が新たに形作られること、その際、共同体、国家がその課題に取り組むべきであることも示されている。

講演 5 では、学校の音楽教育が民衆の音楽教育に有意義に働いておらず、さらに合唱団も機能していないという現状を受けとめ、学校がその課題に取り組むべきであること、また家庭がプライベートレッスンに着目すること、および都市と国家が音楽学校に音楽教育の可能性を見いだすことなどが記されている。さらに、民衆にとって、学校が都市における音楽教育の中心となるため、国家は、学校での音楽教育を監督し、指導する義務があると述べられている（S. 48）。

このように、一般民衆の音楽教育については、その共通の意識として、学校が民衆の音楽教育の起点となることが示されている。

(2) 方法論

「方法論」に分類される講演については、「音楽教育の理念」で検討した講演とは異なり、各講演で示されている内容に特徴がみられるため、総括的な特徴を示すのではなく、各講演を個別に検討していく。

講演 8 では、ダルクローズのリズム体操の有用性が述べられている。音楽と身体活動を結びつけることが必要であり、身体が共鳴することによって、音楽を享受することができるという。したがって、すべての音楽的な訓練は、声楽、器楽を問わず、身体的訓練である（S. 55-56）。また、このリズム体操が積極的な活動になれば、労作（Arbeit）と呼ばれる。以上のことを前提に、講演 8 では具体的な教授法が記されている。例えば、5 歳から 7 歳においては、音楽に合わせて歩いたり走ったりして、テンポを感じ取ること、あるいは音の大きさに合わせて、静かに歩いたり音を立てて歩いたりすることから学習を始め、小学校では、この要素をリズムや拍子に結びつけていく。さらに、ダルクローズのリズム訓練の効果は、他の活動に広範囲に効果的に働くことなども示されている。例えば、リズムを反復して聴けば、傾聴する習慣がつき、正確に把握できるようになる。またリズムの書き取りは、聴音の準備にもなる。さらに、ピアニッシモからフォルティッシモまでの強弱なども経験的に学ぶことができる。

講演 9 では、子どもたちが将来音楽活動をするための基礎を与えるために、トニカ・ド・唱法を用いた学習を提示している。和音、拍子、音価、属和音、下属和音、転調、短調などを学ぶが、その際、学習の困難を取り除き、直観的に把握すること、また訓練することなく、子どもが即興的に創作することが示されている。さらに子どもの自主的な活動は、教育的に効果があるので、労作学校が要求しているものと合致していることも記されている（S. 62）。

講演 10 では、これまでの音楽の初步の学習（音名、記譜法の理解など）は、歌唱にも応用できず、また理論的にも価値がないとして、音語法を用いることを推奨している。音語法は、記譜法への理解を容易にさせるものである。また音に対する意識を強化し、生徒の興味関心をひくことができる（S. 63-65）。

ここで、「方法論」に分類される講演を概観すると、講演 8 では、リズム、拍子、テンポ、強弱などを知識としてではなく、子ども自身の活動を通して感覚的に習得させることから学習を始める方法が提示されているといえる。講演 9 においても、和音や拍子、音価、調性などについて学ぶ際、労作の原理と関連して、直観的に把握させることや即興的な創作を通して、つまり子どもの経験や活動によって習得させ

ることが示されている。講演 10 では、このような見解を明確に確認することはできないが、以上のことから、「方法論」の傾向として、子どもの活動を通して、リズムや拍子、音価などの学習内容を感覚的に習得する方法が示されているといえよう。

(3) 授業実践例

授業実践例には 4 つの講演が分類される。各講演で提示されている授業実践を個別に整理していく。

講演 12 では、聴取訓練 (Gehörbildung), 正確に歌う訓練 (Treffbildungsbübung), 発声訓練 (Stimmbildungübungen) から学習を始めるのではなく、生徒の内面にあるもの、すなわち、芸術的感覚、音楽的体験、子どもらしい即興演奏を基盤として、自分が選んだ歌詞に自由にメロディーをつける授業を提示している (S. 75-76)。具体的には、50 人の国民学校上級クラスの少女が、あらかじめ音楽に関する指導や聴覚訓練や発声訓練を施されることなく、短い時間に 30 以上の民謡のメロディーをつくった授業を紹介している。この授業によって、音楽的な知識がない子どもでも、4 拍子や民謡の形式を把握し、属和音と主和音の性質、旋律などの理解に到達したと示されている (S. 75-76)。

講演 13 では、国民学校の下級、中級、上級のそれぞれの段階の授業実践が簡潔に示されている (S. 77-78)。下級では、新たな歌曲を習得する準備として、ハ長調の音階を用いた訓練とリズム訓練が行われている。その際、子どもは自分で創ったリズムを黒板に描き、さらにそれを身体運動に置き換え、歌ったりする。中級では、二重唱を歌う具体的な訓練方法（歌曲の習得ではなく二重唱の訓練）が示されている。上級では、創作の指導法が提示されている。

講演 14 では、ボルジヒ実科学校の第 5 学年において、子どもの音楽的能力を呼び覚まし、発達させるために、①リズムの感覚、②聴覚 (Gehör) 訓練、③創作、④楽式に対する感覚を習得する授業が示されている。例えば、①リズムの感覚においては、子どもは楽曲を聴いて、そこから拍子を自ら認識し、それを手でたたく。また④楽式に対する感覚においては、生徒が創作することから学習を始めている (S. 80)。

講演 17 では、ダルクローズメソッドによるリズム体操訓練の実践例が示されているが、記述量が少なく詳細は不明である (S. 86)。

(3) 授業実践例に分類される講演は簡潔に示されており、記述量が少ないことをここで注記しておきたい。各講演を概観すると、講演 4 は、音楽的な知識や訓練なしに、メロディーを創作することを通して、拍子や和音、旋律の理解が得られることを示したものである。また講演 13、14 でも同様に、子どもの活動を通して音階やリズムなどを感覚的に習得させるための授業が示されているといえる。

(4) その他

講演 15 は、調音 (Lautbildung)，すなわち美しく正確な発音の重要性について述べている (S. 81)。講演 16 では、F. Nagler の歌曲を、それぞれの場面ごとに解釈している (S. 85-86)。講演 18 は、ベルリン大学の耳鼻咽喉科実験室の豊富な研究および資料に基づき、実験器具を用いて音楽的能力を測定した実験を紹介している (S. 87-88)。

3. 第 1 回全国学校音楽週間の特徴

以上、(1) 音楽教育の理念、(2) 方法論、(3) 授業実践例、(4) その他という観点から検討してきた。第 1 回全国学校音楽週間ににおいて、講演数や記述量からみてその中心をなしていたのは、上記 4 つの分類のうち、(1) 音楽教育の理念であった。また、(1) 音楽教育の理念の中でも、話題の中心となっていたのは、4 つの観点（①学校における音楽教育の目標および内容に関する見解、②教師に関する見解、③改革教育学の影響、④民衆の音楽育成に関する見解）のうち、①学校における音楽教育の目標および内容に関する見解であった。①学校における音楽教育の目標および内容に関する見解では、唱歌科から音楽科に発展させる意図がはっきりと示されていた。さらに、音楽教育の目標としては、美的感覚、音楽に対する感受性、創造的能力の育成が掲げられ、学習内容としては、歌唱や器楽ではなく聴取を中心に、リズム、和音、旋律などを感覚的に学ぶこと、すなわち、音楽を構成している要素を、自身の身体で経験し、音楽的な感覚として聞き分けるよう促されていたことが特徴的であった。このように、音楽を構成する要素を経験的、感覚的に学ぶことは、「方法論」および「授業実践例」で示されていた傾向と一致しているといえる。

次に、音楽教育の理念の4つの観点のうち、③改革教育学の影響に注目する。③改革教育学の影響では、労作学校の原理と関連して、子どもの自主的な活動と創造的な活動に関心が集まっていることを示したが、このことも、「方法論」、「授業実践例」と同様の傾向であるといえる。

以上から、第1回全国学校音楽週間の特徴として、音楽教育の理念、特に学校における音楽教育の目標と内容に主たる関心が集まっていること、また唱歌科から音楽科に向けて音楽教育を拡充する際、音楽教育の目標として、美的感覚、音楽に対する感受性、創造的能力の育成を掲げ、主として聴取を中心に、子どもが経験的、感覚的に音楽を構成する要素を学ぶことを推奨していることが明らかとなった。またこれらの特徴は、理念、方法、実践例の各視点から述べられており、その意見が一致していたことも注目すべき点である。このように、第1回全国学校音楽週間においては、音楽教育の新たな方向が、理念、方法、実践例という視点から示されることになった。

4. おわりに

本稿では、第1回全国学校音楽週間に焦点を当て考察をおこなったが、今後、全8回の大会を通して、その特徴を明らかにする必要があると考える。

注

- 1) *Musikpflege* という言語について、佐野靖「音楽教育における「ミューズ的」アプローチの意義と課題(I)－その思想と展開－」『音楽教育研究ジャーナル』第9号、1998、pp. 17-33においては、言語に忠実に「音楽育成」と訳しているが、本稿では、各講演の内容から *Musikpflege* を「音楽育成」ではなく、「音楽教育」とした。
- 2) しかし、例外として講演4があげられる。講演4では、音楽の発達をそれぞれの時代背景と関連づけながら考察している。過去から現代までの音楽生活について概観している。

引用・参考文献

- ・アーベル＝シュトルート, S. (2004) 『音楽教育学大綱』 山本文茂監修、音楽之友社. (Abel-Struth, S. (1985). *Grundriß der Musikpädagogik*. Mainz: Schott).
- ・青柳善吾 (1931) 『音楽教育新思潮』 東京京文社.
- ・Hammel, H. (1990). *Die Schulmusik in der Weimarer Republik*. Stuttgart: Metzler.
- ・廣瀬鐵雄 (1982) 『ドイツの音楽教育』 音楽之友社.
- ・Zentralinstitut für Erziehung und Unterricht Berlin (1922). *Musik und Schule*. Leipzig: Quelle & Meyer.